

の統計も国際的に誇れる素晴らしい統計だと思っている人が多いようです。ところが分配関係を見ようとすると特に税金関係など使えません。ノット・アヴェイラブルな分野があるのは確かなので、1つ1つ当たってこれから調べてみたいと思います。また必ずしも役所がバラバラだからという問題だけではなくて、国際比較をしようとしても、最初から国際比較にならない形になっているものもあるというような気もいたします。これからはちゃんと勉強していきたいと思っています、ご指摘ありがとうございました。そして世界に発信できるような統計ができるように活動していきたいと思っています。

それからご指摘いただいた、調査の対象になる側に対する配慮が欠けていたということはそのとおりでした。私は審議会の中で、調査の対象になっている企業側が少しでも調査項目を減らすために必死になっているのを目にし、これからの統計見直しの大変さを実感しました。

ぎりぎりのところで、どうしても必要な統計については、調整しながらやっていかざるを得ないのです。きょうの発言の中で確かに調査の対象になる側について触れ

なかったのは私のミスでした。統計のユーザーと提供者と、そして調査される側との三者の調整がこれからますます大事になっていくということを追加したいと思います。ご指摘ありがとうございました。

それから、作られた統計がほんとうに有効に使われているかどうかということになりますと、使われていないためにどこがいいのか、悪いのかわからないものもあります。それも含めて、いま中長期的な展望から統計の見直しをやっているのではないかと思います。使わなければ統計は死んでいきます。文句を言うだけじゃなくて使うことが重要です。それから文部省関係のいろいろなデータは、コンピュータに入っているというご指摘でしたけれども、それが自由に使えるような状況ならばほんとうに嬉しいと思います。この情報もありがとうございました。

○中野：ヌエックにも統計データベースがありますが、利用していくことが重要です。アクセスしてみてください。どうもありがとうございました。これでシンポジウムIを終わります。

シンポジウムⅡ「社会教育における女性学教育／学習の内容と方法」



○伊藤真知子（国立婦人教育会館事業課研究員）：ヌエックでは、平成5年度から8年度まで、「社会教育における女性学教育の内容と方法に関する調査研究」を実施いたしました。この調査研究の成果は、『女性学教育／学習ハンドブック』として有斐閣から出版する予定ですが、きょうは、この調査研究プロジェクト・チームで活躍していただいた3人の方に、成果の一端をお話させていただきます。

一人目は和光大学教授の井上輝子さんです。井上さんは、この調査研究プロジェクトの座長として中心的な役

割を担ってくださっています。では、よろしくお願いたします。

社会教育における女性学教育の／学習の内容と方法

○井上輝子（和光大学教授）：「エンパワーメント」ということが21世紀に向けての合言葉になっております。これは90年代に浮上してきた言葉です。女性と男性とは社会のさまざまな制度によって両極に位置づけられておりますが、これらのシステムは男女個々人の日常の営みを通して維持されるとともに、男女個々人の意識や感情に深く停錨し、内面化されています。ですから、女性差別を撤廃するためには、女性自身が社会や文化の性別秩序に気づいて、それを変革していくための力を身につけていくことが重要になるわけです。その力をつけること、これがエンパワーメントです。それを通して性差別的な経済構造の変革や女性の参画の障害になっている法律や制度を変革していくことが必要です。エンパワーメントは、個人の内面の変革と同時に社会制度の変革、その両方の面で女性が力を得ていく過程であると考えられます。

エンパワーメントのためには、人生のあらゆる段階でジェンダーの問題に敏感な（ジェンダー・センシティブな）女性学教育／学習の場が保障される必要があります、と

りわけ大人の女性たちにこうした場が保障されることが重要です。なぜならば、1つには大人の女性たちは自分自身で多くの従属や差別の経験をしていますので、その結果としてしばしば「学習された無力感」というものにとらわれており、自分への自信と自己評価を獲得し直す必要があるからです。

もう1つの理由として、大人の女性たちがエンパワーメントしていくなら、既に持っている経験を生かして社会変革をしていくことが可能であり、またそうした変革を通じて性差別が次の世代に継続していくことを断ち切ることができることがあげられます。その両方の意味で、大人が女性学教育／学習の場を持つことが非常に重要なのです。そのような意味で、私たちは、社会教育における女性学教育／学習を21世紀に向けてのエンパワーメントを目指す諸方策の一環として非常に重要な位置にあると考えています。

女性学教育／学習において必要なことは、ジェンダーを取り巻くさまざまな幻想を打破し、社会と文化の隅々にわたるジェンダーの刻印性といえますか、あらゆるものがジェンダーによって位置づけられてしまっていて、またそれがある種の差別構造を持っていることを学習者が認識し、その認識を通じて自分を囲む状況を変革する力を身につけていくことです。

ジェンダーの問題を解きあかすために必要な具体的な内容として、3つの柱を考えました。まず、ジェンダーが個々人の生活や性格に根づいているものであることから、それを作り出している性役割、女らしさ・男らしさというパーソナリティ、人々のライフステージごとの生き方、それによって作られている家族などをを見直し、多様な家族・ライフスタイルをいかに作り出していくかということを考えていくことが1つの柱です。

2番目に、個々人の生活を取り巻く性差別的な社会構造を認識することが重要であり、特に性別役割分業ということが、性差別的な社会構造の中核にあると考えました。

そして3番目は、セクシュアリティの問題です。性別役割分業についてはさまざまな形で見直しが始められ、多少ともそこに変化が見られていますが、それに加えて男女間の差別を生み出し、再生産していく非常に大きな要因として今、セクシュアリティの問題が浮上してきています。21世紀を展望する女性学の内容としては、セクシュアリティの問題をどうしても落とせないということで、以上の3つの問題を柱となる内容として考えてみました。

具体的な中身について申しますと、まず「多様な家族・ライフスタイルへ」。ここで考えるべき内容は、家

族像というものがしばしば近代家族が生み出した性別役割を前提につくられています、その近代家族はあくまでも一つの歴史的な段階のものであって、脱工業化社会と言われる現在において必ずしも適格的ではなくなっていること、そしてさまざまな新しい家族の試みが進められていることです。

例えば結婚しない選択、子どもを生まない選択、夫婦共稼ぎの家庭、また離婚する夫婦や、一人親家庭など、家族のあり方、そしてまたライフスタイルも多様化しています。そのような事柄は、決して家族の崩壊ととらえるべきではなくて、むしろ新しい時代に合った新しい家族像やライフスタイルの模索の形と考えるべきであろうと思います。

そのような趣旨の下に、近代家族の特質、家規範の残存、多様な家族の可能性、そしてまたジェンダー形成について具体的に、幼児期、学校文化、あるいは恋愛、結婚、離婚また母性という問題、共働き・片働きの生活についてというように、それぞれのライフステージを追いながら内容を検討してみました。

2番目の「性別役割分業の見直し」では、性差別は社会的、経済的、政治的、あるいは文化的な要因を通じて重層的に構造化されており、とりわけ男女の性を差別的な状況に置く社会的な仕組みの中心になっているのが性別役割分業だと考えます。

性別役割分業は、単に家族の中での夫と妻の力関係を規定するだけではなく、労働市場における女性差別の口実にもされ、また逆に労働市場におけるさまざまな性別職務分離や男女の賃金格差などが、家庭における性別役割分業の原因にもなっています。この性別役割分業が社会全体の性差別を作り出している原因であるので、女性学教育／学習では、この問題についてさまざまな角度からアプローチすることが重要です。

「セクシュアリティ」については、男性と女性との間に性道徳に関する二重基準があり、特に男性の性欲は抑えられないものであって、ある程度大目に見なくてはいけない、女性はそうではないというとらえ方。あるいは女性の性は見られる対象として位置づけられ、その結果として買われる対象にもされていくという現状をもう一度見直し、そこに通底しているセクシュアリティ神話をいかにして解体していくのかを考える必要があるということで、これもさまざまな角度から内容を検討しました。

この3つの柱で社会教育学習のコアとなる内容を考えてみたわけですが、社会教育の場合には、とりわけ学習者の多様性に配慮したプログラム作りが必要になります。一口に女性学講座と言っても、誰に向かって発信する講座かということによってその中身は当然、変わらざ

るを得ません。家制度の慣習が根強い地域とそうでない地域、あるいは雇用労働に従事する女性を対象にする場合と家事に専念する主婦の人を対象にする場合。世代的にもフェニズムの洗礼を受けた世代とそれ以後の世代というふうに、同じく女性といっても年齢、職業、国籍、居住地、家庭、家族形態等々によって直面する課題も、また必要とする情報の種類も自ずと違ってござるを得ない。そして最近では、女性学講座に参加する男性も少しずつ増えていますが、男性受講者を囲む問題状況は女性とは違うわけですから、さまざまな学習者に応じて講座のプログラムを組み換える必要があります。

そこで、バージョン別プログラムというものを開発してみました。主婦向けの講座、働く女性向けの講座、若い男女向けの講座等々です。対象者によってどのようなプログラムが可能なのかという、これはあくまでも1例にすぎないのですが、実際にはプログラムを組まれる企画者の方たちが創意工夫をこらして対象者に応じた講座を組まれることが望ましいわけで、その参考になるバージョン別の例を考えてみました。

以上のように、内容については大きくコアになる内容とバージョン別のプログラムとを考えてみたわけです。

次に、方法について、社会教育における女性学教育／学習の目的が女性自身がエンパワーメントにあるとすれば、そこでは何よりも方法が重要になってきます。特に学習者自身の主体的な学習を援助する方法というものを考えなくてはいけないだろうと思います。

単に社会の性差別的構造に関する知識を伝達するのではなく、学習者自身がみずから差別に気づいて、また自分たちがとらわれてきた社会的通念を批判する力を身につけるとともに、たとえ他の人と違った意見であっても自分なりの感じ方とか意見を表現できるようになる。そのことが社会教育／学習の主要な目的であるわけですから、社会教育では、学習者各自の責任において学習が進められるということが最も重要なことだと思います。

そこで、エンパワーメントにつながる女性学教育／学習を考えるうえで、方法を考えるための留意点について検討しました。1つは、学習者主体の教育／学習にすることです。知識と権威を持った講師が一方的に学習者に向けて知識を伝達するのではなく、講師と学習者がいわば平場の関係においてお互いに気づきを促す、思考を促すことが必要になります。

2番目には、ワークショップ形式の活用ということですが。女性学教育とは1人で本を読んで勉強するという性質のものではなく、むしろ複数の学習者による相互関係の中で気づいたり学んだりすることが多いわけですから、そこで学習者が積極的な参加者になっていける方法

として、講演形式だけではなく、できるだけワークショップ形式を採用することが望ましいということです。

3番目には、個人的な経験を学習過程に生かしていくということです。社会教育の場合には、性別や年齢や出身地や職業経験、ライフステージなどを異にするさまざまな学習者たちが参加してきますので、多様な個人的経験を学習過程に組み入れることで学習者にとって女性学をより身近なものにできるわけですし、また社会におけるジェンダーの状況の多様性、また共通性というものを実感することが容易になろうと思います。そういう意味で、ミクロな個人的な経験をマクロな歴史的、社会的事象に関連づけていく作業が必要です。

4番目には、批判的な視点を養うということです。社会的な事柄に関する学問や知識は、絶対的なものではなく、構築されたものであり、当然ながら修正されるものであり、また時代により社会により、また文脈や視点によって変化し得る性格のものであります。特にジェンダーに関してはまさに変化しつつある状況です。女性学教育／学習ではそのような学問や知識の流動的な性格に気づいていく必要があると思います。そのためには、社会的常識とされていることを疑ってみることも必要であり、それを批判する力をつけていくことが重要です。

最後に、表現と実践につなげる学習が必要であるということです。エンパワーメントとは、単に女性が個人的、心理的に覚醒することに止まらず、社会的、政治的、経済的な活動力を養って社会変革の担い手になっていくことを意味するわけですから、女性学教育も単なる学習に止まらずに、芸術作品の創作、意見の表現、地域活動のリーダーシップの形成、経済的自立の達成、労働組合や自治体の政策決定過程への参画、あるいは女性グループのネットワーキングなどへとつながっていくことが期待されるわけです。

私たち自身、新しい方法ということについて、既にさまざまな試みをなさってる方々のお知恵を拝借し、体験学習もしてみましたが、その大体の学習の流れをまとめてみますと、5段階ぐらいに分けられます。

まず社会における性差別の存在や、あるいは自分自身が女らしさや男らしさの固定観念に囚われていることに気づく「気づき」の段階。認知というふうに言ってもいいかもしれません。次に、社会の構造、あるいは人々の女らしさ、男らしさがどのように形成されているのか、あるいはセクシュアリティ神話がどういう構造になっているのかを理解し認識を深めるとともにそれを批判できる力を養うという「認識」のレベル。理解、知識の蓄積、また映画や絵画を鑑賞することなども含まれるかもしれません。

それから3番目の段階としては、その認識を深めつつ、今度は「コミュニケーション」をしていく、学習者相互がジェンダーについて日頃考えていること、感じていること、あるいは講座を通じて気づいたこと、認識したことをそれぞれ表現し合う。コミュニケーションを通じて自分の考えを確認したり修正したり、あるいは自分とは違う意見、他の意見ということがあることに気付くということも必要です。

さらに4番目には、それを「表現、実践活動」というものにつなげていくということがあるわけです。

そして最後に、そういう活動をもう1回学習者自身が「学習効果を評価し直す」という過程が考えられます。

このような5つの段階の学習の流れを取りあえず図式的に整理してみたわけです。当然、実際の学習過程はさまざまなバリエーションがあるわけで、1から順に5に行くわけではなくて、さまざまに飛んだり、1つの活動が2番目や3番目の幾つかの過程を含んでいることもあり、一概にこの図式どおりにはいかないわけですが、それぞれの段階で、例えばこのような方法があるということを示してみました。

それが、コンシャスネス・レイジングですとかカラーージュなどです。カラーージュは、さまざまな図像のイメージをつなぎ合わせて、どのような男女像が描かれているかを1つの画面に並べてみて、学習者が意見を言ったり発見をしていく方法です。このようなものはとりわけ気づきの段階で非常に有効だろうと考えられます。またコミュニケーションの段階で、例えばロールプレイという方法が可能であるというように、さまざまな段階において有効な方法があるだろうと思います。

学習の過程では、単一の方法を採用するのではなく、できるだけ複数の方法を組み合わせること、また1回の学習サイクルで終了するのではなくて、評価の次にもう1回新しい気づきがあり、コミュニケーションがあり、次の評価につながっていくという螺旋状に学習が深まっていくことが望ましいと思われまます。このような方法を考慮しながら、対象者に応じたプログラム作りということが必要ではないかと考えています。

○伊藤（眞）：次にお話しいただくのは、大阪大学教授の伊藤公雄さんです。よろしく願いいたします。

社会教育における男性を対象としたジェンダー講座の現状と課題

○伊藤公雄（大阪大学教授）：従来、女性学は、主に女性によって学習されてきましたが、男女共同参画社会の実現のためには、もう1つの性である男性に、女性学あ

るいはジェンダーの視点をどのように提供していくかということが、これからの大きな課題ではないかと思えます。

特にこの2年くらい、あちこちで男性を対象にした講座が広がりつつあります。理由は幾つかあると思います。女性問題あるいは性差別の問題を解決するためには、女性が主体的に頑張る、それはもちろん重要なことなのですが、男性社会の担い手である男性の意識や生活態度を変えてもらわないといけない、そうでないとなかなか男女共同参画社会は進まないということがまずあります。

しかし、同時に、現代社会における男性の生活態度や意識を分析したり考察する中で、特に中・高年の男性を中心に男性の間に戸惑いのようなものが広がっているのではないかという認識を私は持っています。実際、私も幾つかの男性講座のコーディネーターをやらせていただいています。例えばウィークデーの夜の6時半頃から始める男性講座では、うまく広報活動しますと、40代、50代を中心にたくさんの男性が参加することも多いです。定員の倍とか3倍とかという方が申し込まれるケースもあります。

来られた方々に聞いてみると、40代の方はもう大体人生の先が見え始めますから、さて自分の人生これからこのままでいいのだろうかという形で戸惑いを表明される。50代の男性は大体、定年後のことを考えている。特に定年後の夫婦関係をどうしようかということで悩んでおられる方が多いようです。

中には過労死しかかったというような方もときどきおられて、びっくりしたこともあります。いずれにしても40代、50代を中心に男性たちの中にある種の「このままでいいのだろうか」というような戸惑いがじんわり広がらつつあるのではないかと、実感しているところです。

女性問題の解決のために男性に対する啓発が必要であると同時に、男性たちに「あなたたちは今の生活で幸せですか」という問い掛けをすることで、男性のよりよい生活を考えるという点においても、男性対象のジェンダー講座は、たいへん重要な役割を持っているのではないかと思います。

もちろん、その結果として、日本の性別分業に基づいた社会システムそのものを変革し、もうちょっと風通しのいいジェンダーにとらわれない社会を作っていくということが目標になります。男性対象講座の発展の中でそういう方向づけが見えてくればいいなと考えているわけです。

男性対象のジェンダー講座という点に関して、きちんと調査をしたことはありません。ただし、男性対象講座や女性を対象にした講座で話していますので、フィール

ドワーカーとして、経験的な自分なりの意見は持っていますし、社会教育の女性学担当者や男性講座担当の職員の方たちとのディスカッションを通じていろいろな情報を得ています。

この男性対象講座をやるときに、大変難しい問題がある。というのは、男性たちには、ジェンダーの問題、いわゆる女性学というのは、反発や、どうもしっくりこないというある種の違和感みたいなものがあるからです。それが男性たちに講座に足を向けさせないということにつながっていると思います。男性講座と銘打つと、女性講座と違って自分も行ってもいいのではないかと、仲間がいるという感じになり、ちょっと戸惑い始めているような方は、来られるのですが、それでも、話の中でジェンダーの問題を提起すると、やっぱりかなり反発をされるということもあります。

男性たちとのいろいろなディスカッションをしていくと、男性たちのこの問題についてのある種の思い込みのようなものが見えてきます。その思い込みを解きほぐさないことには、男性たちはジェンダーの問題に敏感になれないだろうと思っています。

女性の間にももちろんあるのですが、男性の間ではやはり根強くあるのは、ジェンダーとセックスという最近よく言われる概念について、ジェンダーというものがセックスに規定されているという発想だと思います。中高年だけではなく、若い学生などでも同様です。大学の新生に「女性問題、男性問題についてどう思うか」というレポートを書かせたところ、女子学生はいろいろな多面的な意見が来るのですが、男子学生のレポートというと、ほんとうにワンパターンで出て来たことがあります。具体的には、「僕は男女平等に賛成です。でも、男と女は生物学的に異なります。女は子どもを生みます。だから、子どもは女が育てるほうがいいはず。それゆえ、男は外で働き、女が家を守るというスタイルが『自然』だと思います。でも、これからは女性たちが声をあげ始めているので、社会は男女平等に向かって進まざるをえないでしょう」という、嘆きとも希望ともつかないようなまとめ方で終わります。あるとき、ざっと数えたら6割以上の男子の新生が、このパターンで書いてきたという体験があります。

ここに見られるのはジェンダー、男らしさ・女らしさ、男性役割・女性役割というものが文化的、社会的に作られたものではなくて、生物学的に規定されているものだという思い込みであり、こうした視点は女子学生のレポートの中にはほとんど見られないものです。女子学生は「体力の違いがあります」みたいなことを書いてくることはありますが、「子どもを生むのが女だから子育ては

女がするべきだ」という意見はまず出てこない。しかし、男子学生は過半数がジェンダーとセックスの連続性という発想でものを見ているということがわかるわけです。

それゆえ、性別役割分業が自然なことだと思っている男性たちに、それが自然なことではなくて、社会的、文化的、歴史的な産物なのだということを示していくのが男性対象の講座の中では大変重要な課題です。これは恐らく入口の部分ですけれども、この入口の部分が多くの男性たちは突破できないでいるわけです。

もう1つ、女性学教育ということになりますと、女性問題は国際的には話題になっているけれども、男性の生活にとっては無関係な問題で、女の問題ではないかという発想があります。この「女の問題じゃないか」という男性の意識にどういうふうに切り込んでいくのかというのも大変重要な課題だろうと思っています。

私自身は、男性対象の講座のときには、「この男性社会の中でほんとうに豊かな充実した人生を送っていますか」という質問をさせていただくことにしています。例えば「過労死で死んでいくのは大部分男じゃありませんか。定年と離婚でショックを受けて、例えば自殺しちゃうなんていうのはもう圧倒的に男性なんですよ」とか、あるいは「老後、友だちもいない、趣味もない。妻に依存する濡れ落葉の生活でほんとうにいいんですか」というようなメッセージも含めて、男が外で仕事、女が家庭でという現状の性別役割がほんとうに男性たちに豊かな人生をもたらししているのか、と問いかけます。

家事・育児についても、男性には、それが自分の問題だと考えない傾向が強い。あるとき、講演の後で、「あなたの話は専業主婦をばかにしているようにしか聞こえない。私は男だけれども、妻の家事労働を大変高く評価している。そういう専業主婦の労働をあなたはばかにするののか」というようなことをおっしゃった男性がいました。私はそのときに、「家事や育児や介護というのは人間にとって大変重要な仕事だと思います。あなたもそう考えるなら、なぜあなたは家事・育児・介護をしないのですか」とご返答申し上げたんです。男性たちの「大切だ」と言いながら、それは自分の仕事ではないという発想にどう切り込んでいけるのかこれにも工夫が必要です。

家事・育児と男性ということでは、家事・育児をする男性としない男性でどちらがストレスが高いかという調査を例にあげるのも効果的かもしれません。家事・育児をしている男性のほうがよりストレスが低いというデータだからです。確かに家事・育児ができるぐらいに時間的な余裕があるからストレスが低いんだろうとも読み取れます。しかし、私自身、ほとんど過労死気味で働いて

いますけれども、私から家事・育児を取ったらほんとうに過労死してしまうのではないかと思うぐらいに、家事・育児が私にとってはストレス・マネジメントのチャンスになっているという経験があります。仕事だけの生活ではなく、家事・育児も含めた多面的な生活というのが、より人間らしい生活に近いのではないかということです。

そういう発想の転換を狙いつつ、「女性問題やジェンダーの問題は男性の問題でもある」。「男性たちは男らしさに縛られて無理しているところもあるのではないか」。「男は泣いてはいけないとか、感情を表に出してはいけないとか、女に負けてはいけないとか、そういう男性たちを縛っているジェンダーの縛り、それは実は女性たちにとってすごく迷惑だけれども、男性たちにとっても窮屈な鎧になっているのではないか」と語りかけることで、男たちが身につけている鎧の発見を通して、男性の生活にジェンダーの課題を持ち込んでいくということを私は、提案しています。

もう1つ、これは一部の特に若い男性の中にある傾向ですが、女性問題の動きは逆差別だという発想があります。女性優遇、女尊男卑ではないかということです。その意味でも「女性差別は逆差別を生む」というような声に対しても、現状が差別状態なのであって、それを是正するための措置というのは逆差別に当たらないということをしちんと解きあかしていく必要があります。このように、男性の思い込みというのはさまざまな形で表れており、男性たちの思い込み1つ1つを分析しながら、それにうまく切り込んでいくことが男性講座の中では重要ではないかと思えます。

では、男性たちに対して全体としてどう働きかけるかという、気づき、認識、体験、コミュニケーション、そして体験とコミュニケーションを通じた新たな気づきといった、螺旋的なプログラム作りみたいなものが必要ではないか。くりかえしますが男性たちは、ジェンダーの問題に関して大変鈍感です。なぜ鈍感なのかと言えば、男性社会だからです。男性社会ですから、女性たちは、人生のライフサイクル、ライフステージの中で自分の性問題とぶつからざるを得ない。ところが男性たちは、男性社会ですから、それが自分の問題としてはね返る、そういうチャンスがほとんどないわけです。

たとえば子ども出来たときに、仕事を続けるか、あるいは家庭に入るか、男性で悩む人はほとんどいないと思います。女性たちはそういう場面、場面でいろいろな形の悩みにぶつかっている。たとえば小さいときに、なぜ出席簿で自分たちが後で男の子が前なのかというイヤな思い出が女性にはある。この問題で男子学生にディスカ

ッションさせると、「そんなの差別だとは思わない。ただの順番だからいいじゃない」って言うんですね。でも、女子に聞くと、「やっぱりおかしいと思った」と言われて、そこで初めて男性たちが「えっ、女の子たちはそんなことを思っていたのか」という気づきが生まれたりする。そういう男性たちの鈍感さにどういうふうにひびを入れていくのか。これもかなりいろいろな工夫が要るだろうと思います。

ジェンダー意識へのヒビ入れという点で、深澤純子さんの考えた雑誌を使った分析（コラージュ）を、私も何度かやりましたが、ジェンダー問題を考える入口の面では大変役に立ちます。一緒に雑誌を切り貼りしながらしゃべれるということも含めて、自分で発見できる場所がいい。気づきのチャンスをこの方法は与えてくれていると思います。

あるいは神奈川県などで作られた『男性自立度チェック』などもおもしろいですね。男性はすごく競争好きですから、一生懸命やって競争して、「ああ、だめだった」、「大変よく出来た」という感じで、それをきっかけにして議論が始まる。そういう幾つかの気づきのチャンスを与えるようなワークショップやコミュニケーションのスタイルも入門編としてはいいと思います。

ある男性講座で最終的に女性講座と合体させるという講座がありました。大変におもしろいものになりました。具体的には、小さな班で「男が得か女が得か」というディスカッションをしてもらう。「同じ年ぐらいの女のひとこんな問題について気楽に平場で話したのは初めてだ」という声が男性から出てきます。女性のほうもそういうふうにおっしゃいます。つまり男性も女性も、ジェンダーの問題について身近な人としゃべったことがないわけです。しゃべることが気づきのきっかけになるというようなケースもあるのです。

その上で、男性の生き方と女性問題をどう関連させて認識させていくか。これもいろいろなスタイルが要求されますが、男性を説得するのにマクロなレベルから攻めることも有効です。「少子高齢化をどうするのか」、あるいは「セクシャルハラスメントで、日本の企業はアメリカの企業とこの頃交渉がうまくいっていないらしい」とか。そういうマクロな話も時には入れながら、女性の問題は人権の問題であるということを含めて、自分たちにとっての人間らしい労働のスタイルや生活のスタイルをどういうふうにつけていくのかというような認識を進めていくこともできます。

ディベートを持ち込んだり、KJ法などを使って、男性の問題の解決についてディスカッションをしたり、あるいは男性問題の解決、女性問題の解決に男性がどうか

かわれるのかというプログラム作りやプラン作りをするという出口のようなものも最終的に準備していく必要もあります。そのように、いろいろなレベルで男性たちに対してジェンダーの問題を考えてもらう工夫が、これからますます必要なのではないかと思えます。

最後に、女性問題は男性の問題でもある、男性の意識や生活態度を変えてもらえないことには女性問題は解決しないと、言われ続けていますね。しかし、僕は最近、男性向けには、「男性問題は女性問題なんだ。あなた方がほんとうによりよく生きるためには、女性に経済的に依存してもらったら困る。女性に自立してもらわなきゃいけないでしょう。今まで男が全部社会の荷物のしょっている、その半分の荷物を女性にしょってもらったほうが楽じゃないですか。つまり女性のその自立と女性の社会参加を進めることは、男性がよりよい人生を歩むことにつながるんですよ」という意味合いで、「男性問題は女性問題だ」というメッセージも語るようにしています。

いささか大風呂敷の議論かもしれませんが、女性問題の解決が男性の幸せにもつながるという視点を男性たちにきちんと伝えていく、自分たちで発見してもらうということが、社会教育で男性を対象にしたジェンダー講座の中では必要なのではないかと思っています。

○伊藤（眞）：次に、高崎経済大学教授の塩田咲子さんにお話しいただきます。よろしくお願ひいたします。

社会政策をめぐる最近の動きをジェンダーの視点からみると

○塩田咲子（高崎経済大学教授）：私の専門は、社会政策という、日本の社会科学の中では一番最初に学会を作った既存の学問です。プロフィールに「既存の学問にさまざまな疑問を抱いた」とあるのは、既存の学問体系に対して「変だな」と思ったのがきっかけです。

また、ここ20年ほどの大きな国際社会の流れと日本の社会政策をめぐる動きとのギャップをあらためて感じているしだいです。

社会政策というのは、私は、本来ならば「こういう政策の下に皆さん1人1人生活を保障されて、経済力、経済的な基盤を確保できるんですよ」ということを、義務教育で知るぐらい大切なことだと思うのです。1つは、働くことによって金銭を得るといふ労働政策です。

それからもう1つは、所得の再分配といひまして、働いた所得から税や保険料を納付し、それをまた個人に再分配することによってできるだけその再分配が公平に、かつ貧富の差がなくなるようにする。例えば、働け

ないときにも生活が貧困にならないように、怪我をしたり病気になって働けないときに、きちんと医療保険でカバーされるとか、あるいは年がたって年金生活に入る、つまり賃金を得られなくなったときに年金で生活を保障できるというふうな、つまり人々の生活の基盤を安定させるという社会保障政策です。

実は私は団魂の世代なのですが、大学や大学院で勉強したり研究するうちに、知れば知るほど不思議なことがあります。そこで考えてきたことが国際社会ではちょうど大議論になっておりました。それは一言で言いますと、社会政策原理、政策の哲学の大きな変換が始まっていたということです。

日本の社会政策の戦後から現行の制度は、どういうふうな政策原理で動いているかと言いますと、人々の生活を安定させる、そのためには世帯を単位に安定させればよいという前提です。どういう形で安定させるのが好ましいかというときに、男性1人の、つまり夫1人の賃金で家族を養えるという、いわゆる「性別役割分業の家族」というものをモデルにして、そういう世帯を単位に人々の生活を安定させようということです。つまり、夫1人が個人として経済自立できるか、あるいは妻1人が個人として経済自立できるかということは問わずに、セツトとして生活が安定すればよろしいと、そういう政策原理に基づいて労働政策、すなわち所得を獲得する政策があり、それから所得の再分配として税と社会保険、社会保障の設計が始まるわけです。

そうなりますと、夫1人の賃金で家族を養えるように男性の賃金を引き上げていくことになります。女性は、結婚するまでは個人の生計費をまかない、結婚すれば基本的に夫に養われるものだという事です。結婚したあと女性が働くかどうかは、夫1人の賃金で家族を養えない場合は、妻が家計補助として働かざるを得ない。したがって、結婚した女性は家計補助でよろしいという考え方に基づいて労働政策が展開される、あるいは社会保険というものが設計される。

そのようにして、実は今日まで来ているのですが、そうすると、労働政策においては賃金の高い職業とか、あるいは賃金が高くなるような昇進や昇格は、男性優位になってくるわけです。あるいは配偶者手当という、現実としては被扶養の妻をもつ男性に労働の対価とは別に手当が支払われたり、年功賃金も、男性が結婚して子どもを育てる頃に賃金上がるというように、夫1人が働く世帯主を賃金のところで優遇しています。また、社会保険については性分業カップルを安定させる、性分業カップルに有利な政策設計をしていくというふうな現行制度につながっているのです。

このような性分業家族を優位に置くような社会政策、この政策原理が国際的に変わり始めたのが、ちょうど1970年代です。それが条約として結実していくのが1979年の性差別撤廃条約です。これをきっかけにILO（国際労働機関）が見直しを始めました。従来はILOの働く女性に関する条約は、女性は家計補助のために働かざるをえないのであるから、女性が家事・育児と仕事を両立できるようにすればいいというものだったのですが、大きく政策転換しました。

つまり、性差別撤廃条約以降の国際社会の考え方というのは、男も女も仕事と家庭を両立できるようにということです。これがジェンダー・ニュートラルであり、ジェンダー・イクオリティということなのです。男にも女にも経済的なチャンスを対等に与え、それぞれが家事や育児、介護を担えるようにバックアップするという大きな方向転換をしたのです。ちょうどそれが私の研究で不思議だと思っていたこととちょうど合致したものですから、大変いい、おもしろい時期に遭遇したと思います。

この政策転換は、「性別役割分業から性別役割分業の廃止へ」という大きな転換であり、1970年代後半から80年代の転換でした。実は日本もそういう国際的な動向を反映して、男女雇用機会均等法を作るわけです。

男女雇用機会均等法というのは、生涯にわたって経済力を得たいという女性に対してチャンスを広げた画期的な法律です。特に民間企業では、これによって、女性は結婚しても、出産しても、継続就業できる。つまり生涯にわたる経済的自立をバックアップする法律であるわけです。ですからこれはそれなりに国際社会に即していたのです。

ところがびっくりしたことが起きて、それは社会保険、社会保障、税のことです。1985年に成立しました均等法は、86年から施行です。ところがこの85年に年金改革があり、86年から実施され、サラリーマンの被扶養の妻（第3号保険者）は保険料を払わずして年金が受給できるようになりました。従来は、保険料を払っていましたが、被扶養の妻、つまり家事専業の妻を優遇する制度にまた戻ったわけです。ここに大きな政策のミスマッチが日本では起きているのです。

さらに、1987年には配偶者特別控除が新設される。これも被扶養の妻のいる世帯、つまり性分業家族、性分業の世帯、これを有利にする政策です。社会政策という所得と所得の再分配という、整合的、体系的に設計されなくてはいけないところが、日本の場合はミスマッチです。片や女性に経済力を付ける、片や所得の再分配のところではやっぱり被扶養のほうが得という、政策のミスマッ

チが1980年代に生じたわけです。その当時、これは「女性の年金権の確立」などではなく、性分業を強める政策だと私も指摘はしたのですが、当時は日本でもフェミニズムの昂揚期だったのですが、不思議なことに全く大きな声にはなりませんでした。

男女共同参画審議会の答申が出ました。これは本来の意味で力になる、このミスマッチを何とか変えたいという総合的な意味での重要な答申かと思います。

この中に、「21世紀の新たな価値の創造」という副題がついております。これがまさに性分業の廃止に向かって、この頃、ジェンダーフリー、ジェンダー・イクオリティ、ジェンダー・ニュートラルなどいろいろなことが使われ始めていますが、そういう性から解放された、性役割分業を廃止する社会、その新しい価値の創造だと私は解釈したのです。

特にこの共同参画ビジョンで私が注目したのは、制度改革が入ったということです。従来は、意識変革が先行していたような気がします。例えば年金の3号の問題、配偶者控除、また医療保険も被扶養の妻は保険料を払わずして給付を受けています。そのように被扶養の妻がいる性分業家族を優位にしているさまざまな制度を見直さなければいけないということがやっと入ったわけです。国際社会の流れからすれば、約20年遅れたわけです。

男女共同参画審議会は、これから法律で保障され、ますます重要な審議会になると思いますが、1つがっかりしたことがあります。それはこの制度改革に出ている制度は、実は既存の審議会、例えば社会保険や年金の関係だと社会保障制度審議会、税の問題についても政府税制調査会など、それぞれの審議会ではほぼ了解がついたものが載っているのです。もっと新しくどういう方向で変えるんだということをバンと出して欲しかった。唯一ジェンダーの視点を持つ審議会ですから、そういうパワーを持って欲しいと思ったしだいです。

答申の中の「人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成」というところは、要するに性分業を廃止し、男も女も経済力を持ちかつ家事も担うという、そう受け取っていいの。あるいは、性分業家族でも共働きでもいいですよ、シングルマザー、シングルファーザー、いろいろな家族形態がありますよ、そういうもの全部を自由でいいですよ、でも「制度・政策はあくまでも性分業家族優位ですよ」というものなのかどうか、その辺はちょっと不明確です。ともあれ、男女共同参画審議会の答申は、女性学教育などの共通のベースになっていいものだと思います。

次に、1999年4月施行になる改正均等法ですが、これは「女子のみ保護」を男女共通の規制にすることで、理

論的には、平等が進んだと言えます。「女子のみ保護」には、女性は家事役割があり、家族責任を持っているから、残業時間を短くして、早く家に帰って家事をやりなさいというメッセージも入っています。あるいは女子だけ深夜業を禁止すると、男は野放しで働かせていいのかということもあります。男女ともに労働時間規制をする、それから深夜業についても男女ともに保護をする。これは国際社会では早い時期に議論され、新しいILOの条約、夜業に関する条約171号が、1990年に出来ています。それを日本も批准して、この辺の法整備をしてから解除するというのも1つの方法なのですが、それがまだ議論されずに、保護だけ先に解除されるというところは問題です。これからはこの男女共通の規制、残業や深夜業についてどうやって共通に保護していくかということが、中央労働基準審議会のほうに場面が移りますが、とても重要な課題です。

均等法のこの改正は、労働所得を得ることに対して女性にもチャンスを開放する、つまり機会の均等を徹底する。政策の基本の原理としては、チャンスはすべてに与えて、「選択は自由ですよ」という、そういう意味では一歩前進です。しかし労働者保護が大きな課題です。労働市場においては、出産関係の保護を除けば女性ゆえの保護はなくなってゆきます。

次に、所得の再分配での、被扶養の妻の優遇制度については、目下検討中です。このことに気付いている研究者はたくさん出てきていまして、政府レベルでも見直しが提言されています。

まず、経済構造の改革についての経済審議会の提言です。そこでは「配偶者控除、配偶者特別控除の撤廃」、「年金医療保険での被扶養の妻の取扱いの見直し」、企業の「配偶者手当の支給の廃止」が載っています。

それからもう1つ年金審議会でも、「専業主婦も保険料を拠出する」ということがやっと議論されています。これは実現するかどうかは今後わかりませんが、ただ、審議会に論点として出て来たということをおきたいと思います。保険方式を維持するなら3号も保険料を拠出する。一番いい方法は、消費税を中心とする税で3号だけでなく、全国民を個人単位に拠出なしで基礎年金を保障することです。

さて、働く女性に厳しく被扶養の妻に有利なミスマッチがまた今度起きたというのは、介護保険です。介護保険というのは、介護を女性の役割から解放するという面がありますが、やはり大事なのは誰が費用を負担するかということです。ここでも被扶養の妻、サラリーマンの被扶養の妻は拠出せずして給付を受けます。被扶養の妻の有利な優遇制度がまた1つ増えるということです。

被扶養の妻の医療費、介護費、それから年金の費用（遺族年金はたいへん割高）を誰が支払うかと言えば、働く男女です。女性が被扶養の妻になるか、働き続けるかという自由な選択に対して、社会保障制度、社会保険の制度というのはニュートラルではありません。日本では、被扶養の妻を選んだほうが得になっていますので、とりあえず、ニュートラルにする必要があるでしょう。

そうでなければ、女は働き続けても、高収入の男の被扶養の妻になった方が得だったということになり、女性にとって働きがいのない社会になります。また、男は専業主婦になりたい女性と結婚すると、相当高い収入がある男性ならばそれもいいのですが、そうでない男性は厳しい。だから、なかなか結婚できないということにもなるわけです。

以上、私の場合、社会政策という既存の研究分野をジェンダーの視点で見たときにどのような問題が起きてくるかという話をしてきたのですが、経済学でも統計学でも、ジェンダーの視点から見ると、これまでにない発見もあるかと思えます。

そういうわけで、今回女性学関係の本にこういうものが載ったことに、感慨深いものがあります。

○伊藤（眞）：では、ここからは会場の皆さまから質問やご意見をいただいて、質疑応答の時間にいたします。

○質問者1：感想ですが、「学習の流れとそれに対応する方法例」に関して、コミュニケーションの中での認知とか認識というものがあると私は考えています。

○伊藤（公）：僕もそうだと思います。議論をわかりやすくするために、体験とコミュニケーションというのを分けたのですが、気づきのレベルでも、認識のレベルでも、体験のレベルでも、やっぱりコミュニケーションがベースになるのはまちがいないことだと思います。男女のコミュニケーションの中で再度気づき段階に入っていくという話をさせていただいたままで、おっしゃるとおりだと思います。

○質問者2：日本の場合、不況という経済界の要請から基本的な理念が変わってきているのではないかと考えています。性別役割分業の中で生きてきた中高年の女性たちが、政策が変わるとどうなるのかを考えないと、その人たちの賛成は得られないのではないのでしょうか。

民法改正は停滞していますが、いわゆる5年別居離婚の問題で、特に中・高年の女性の離婚後の生活保障を考えないで法制度やほかの社会制度の導入が行われるのは問題ではないかと思いますが、どんなふうにお考えです

か。

○塩田：高齢化が進み、それから経済構造も大きく変化し、男子労働重視の経済構造ではなくなりつつあります。サービス化、情報化、つまり性別よりも個人の能力が必要な産業構造の変化が高齢化と並んで生じており、経済界としては女性労働力を今後ともずっと必要とします。もし労働政策に平等原理が入って、また女性もそれにチャレンジするというパワーが生まれれば、女性の経済力は上昇する。けれども、日本では、80年代のミスマッチのために、被扶養の妻が大変増えてしまっています。女性にとっては被扶養の妻を選ぶほうが楽です。被扶養の妻である限りは保護されますが、そこから離れて、離婚あるいは被扶養の妻にならない場合は何の保護もないわけです。だから、いったん被扶養になると、その人たちはどうしても既得権を擁護することになるわけです。

高齢化社会が進むと、基本的に社会保障費用というのは増大せざるを得ません。一定の社会保障を続けるためには、費用を支える人もできるだけ多く必要ですが、被扶養の妻が、1250万人位もいます。高齢化が進んだ国で政策原理を転換した国では、働く人ばかりにその負担が来ないように、1つは税の直間比率を見直し、もう1つは被扶養の妻も働いて、労働市場に出て税や保険料を担い、より多くの人でより少なく担って保険制度や社会保障の水準を維持していく政策に変えてゆきました。それらを踏まえておかないと、女性の運動は主婦の既得権擁護の運動から脱却できないでしょうね。

○伊藤（眞）：では、最後に一言ずつお願いします。

○井上：さきほどの入江さんからの発言ですが、この気づき・認識・コミュニケーションという5つの段階はあくまでも図式的なもので、それぞれの段階でさまざまな過程を含んでいると考えています。コミュニケーションや実践を通じて気づきが起きることも当然あり、この段階ではこの方法を使う、これは気づきのためのみというように決めつけて考えているわけではありません。少し説明不足でしたので、付け加えます。

伊藤さんのお話のなかで、男性のほうがジェンダーに鈍感で、女性は気づくチャンスがあるということが出ました、現状ではそのとおりだと思いますが、他方で女性にとって女性学教育はなぜ必要かということをもう1回考えてみたいと思います。

女性の場合には、「何かおかしいな」とジェンダーの問題に気づいたり、不満を持つというチャンスは確かにありますが、「この疑問は私個人の疑問であって、社

会の仕組みがこうなっているんだからしょうがない」という諦めがあり、批判していいということや疑問を声にしていいというその感覚が不足していることがとても多いのではないかと思います。それから、差別されていてもそれは差別だと認識しないで、世の中というのはこんなものだと思い込んでしまうところに、非常に大きな問題があります。女性個人が、自分の感覚や不満、あるいは疑問や批判の意見を口に出していいという、一種自分に対する自信を持てるようになるということが今、必要ではないか。それをエンパワーメントと言っているのではないかと思いますし、社会教育における女性学教育／学習というのはそこにやはり重点があると思うのです。気づきということをあえて強調するのはそういう趣旨です。

○伊藤（公）：男性社会ですが、不況やリストラの中で失業した男性はほんとうに大変です。その意味で「男もたいへんだ」というメッセージも確かに男性には必要だと思います。しかし、それだけを語ると、男性たちには被害者意識だけ拡大してしまう。男性社会でジェンダーに縛られている被害者意識は持っていたかなきゃいけないのですが、その被害者意識から今、井上さんのおっしゃったような広い意味でのジェンダーの認識にどうふうに関連づけていくのか、その工夫が必要だと感じています。

もう1つ、今回私たちが作った学習プログラムとテキストはまだ不完全で過渡的なものだと思いますし、現場の方たちのコミュニケーションの中で、それこそもっと豊富化していったらいいのではないかと考えていることを付け加えておきます。

○塩田：家事労働の評価の問題をどう政策に結び付けるかということは1970年代に始まり、国際社会ではISSA（国際社会保障協会）というところが1つの結論を出して、ILOはそれを条約に盛り込もうとしています。家事労働の中でも親の養育責任のもとに育児と介護、これについては男女プラス社会的支援、つまり社会保障で公的支援をする。それは日本でも実現している育児介護休業法で、これは男女ともに取れるということで、性役割分業を廃止しています。これをどう充実させていくかというのは大きな課題であり、流れとしては間違っていないと思います。

家事労働の評価をどう政策化するかというのは、その時点で今止まっています。前のシンポジウム（「ジェンダーの視点から統計を見る」）で、久場さんは家事労働を「先進国も後進国も同じだ」と言われましたが、私は

明確に違うと思います。先進国の家事労働はうんと省力化されていますが、開発途上国の場合は、水を汲んでから火を付けてというレベルがまだあるわけですから違います。

先進工業国の場合、育児と介護は社会保障でバックアップして、男も女もやる。そして料理・洗濯・炊事という一般家事は男女それぞれやりなさいということです。北欧では、男性も育児や介護にしっかり参加するようにキャンペーンを張り、女性の経済力も上がってきているけれども、なかなか平等にならない。だから、生活時間調査をして男性を所得保障のある育児・介護だけではなくて、一般家事にも参加させようということで、時間をよく目に見える形で、「こんなにアンバランスだよ」と示しているのです。

日本の現状と、随分進んでいると言われるスウェーデン、北欧の現状とのギャップは大きいです。向こうは専業主婦はもはや少数派で、税や社会保険料を女性も担う、それでこそ女性も市民である、つまり男女平等が、経済的にも男女で担うんだということまで来ている上での話なのです。

日本では、ミスマッチが起きてもう10年を越え、被扶養の妻たちは既得権維持に転じたのではないかと心配しています。女性学教育というのは、昼間も公民館などで大勢の主婦が対象になっているのですが、その主婦たちが主婦の既得権を外して、ほんとうに平等に社会を担おうというパワーを持っているのかどうか、また持ちうるのか、私にはよくわかりません。

被扶養の妻たちといっても、経済的にはびんからきりまであり、びんのところまで保障する必要はない。きりのところを保険料拠出で所得制限を設けるなどして保護するというような方法は考えられるかもしれませんが、基本的に夫の収入が低い場合には、働かざるを得ません。ですから、働く女性がより働きやすく、働き甲斐のある制度にしていくことで、中間レベルの被扶養の妻たちは働く女性のほうに入ってくる。そういう方向でしか私は国際レベルでいう男女平等、ジェンダーモデルというものには近づかないのではないかと思います。

今の制度でいくと、被扶養の妻がまた一段と優遇されますから、そこから脱出するのは大変。パートタイム労働にその矛盾が集中する。専業主婦世帯のためにほかの多様な家族の人たちがせつせと税や保険料を通して貢ぐという構造に変わりはありませんから、女性は働けど働けど生活にゆとりは出来ない、自立したい女性には割のあわない社会になる。

私の社会政策に関する政策効果というところでの判断なのですけれども、一言付け加えさせていただきました。

○伊藤（眞）：どうもありがとうございました。これでシンポジウムⅡを終わります。

本稿は平成9年5月26日、東京芸術劇場5階大会議室で行われた『開館20周年記念 ヌエック（国立婦人教育会館）公開シンポジウム』の報告と討議を収録したものである。

* 各々の職名はシンポジウム開催当時のものである。